



〒100-8916東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

坂口力厚生労働大臣殿

2002年8月

食品添加物について

拝啓

欧州ビジネス協会（EBC）は、駐日合同欧州商工会議所の貿易政策を司る機関であり、日本でビジネスを行っている3,000を超える欧州企業の利益を代表しています。欧州の食品メーカーは自社製品の品質に大きな誇りをもっており、ここ数ヶ月来、日本で注目を集めている食品安全性に関する懸念を十分に理解しています。

とりわけ食品添加物の問題は、日本では今のところ許可されていないものの（厚生労働省が広く公表したとおり）人間の健康に何ら危険をもたらさない、香料その他の添加物をいくつかの会社が使用していたことが発覚して以来、大きな問題となっています。この発覚についての事後の報道により、日本の食品市場は混乱状態に陥っています。

厚生労働省は目下、日本で許容される食品添加物に適用される規制の見直しを行っており、近く薬事・食品衛生審議会に答申を行うことになると当協会では理解しています。

ご承知のとおり、欧米その他世界各国で広く食品に使用されていながら、日本で未だに認められていない添加物は依然きわめて多数にのぼります。食品添加物としてのフェロシアン化ナトリウムの使用を認めるという厚生労働省の先頃の決定を当協会はきわめて高く評価するとともに、日本の食品安全基準を国際的なベストプラクティスにさらに沿ったものにするために厚生労働省が即時的措置をとるよう願っています。

原則としてEBCは、日本の食品添加物規制が最終的には、国際食品規格委員会（CODEX

ALIMENTARIUS)や、独立学術団体のFAO/WHO合同食品添加物専門家委員会(JECFA)等、その他の国際機関の定評ある作業を全面的に反映すべきであると感じています。国際食品規格委員会 (CODEX) によって承認された食品添加物は、厳密な科学的精査を受けたものであり、広く受け入れられた国際的な科学基準に照らし安全であることが認められています。生憎、CODEXにより安全であると認められた物質の多くは、目下のところ日本では許可されていません。

EBCは、日本で許容される食品添加物のリストの近代化へ向けて包括的アプローチをとることを厚生労働省に強く要望する一方で、(最近認められたフェロシアン化ナトリウム等の)特定の添加物を認可することが他の何にも増して当面の課題であろうことも認識しています。このことを念頭に置き、EBCでは目下、日本で許容される食品添加物のリストに含めるために優先的注意を払われるべきだと思われる物質のリストを作成中であり、これを9月末までに厚生労働省に提示したいと考えています。

結びとして、日本の食品安全性に対するEBCのコミットメントを改めて表明しておきたいと思えます。EBCは厚生労働省に対し、消費者の不安を軽減すること、および広く受け入れられた国際的な科学基準に基づく明確なガイダンスを食品メーカーに提供することの2つを目標に、食品添加物規制の近代化へ向けて速やかな措置をとることを要望します。

敬具

欧州ビジネス協会会長

Richard Collasse

CC: Mr. Andrew Mankiewicz,
(EBC 食品委員会委員長)

Mr. Nigel Evans,

(駐日欧州委員会代表部代理公使)

吉田ヤスノリ氏

(厚生労働医薬局食品保健部基準課課長補佐)